第3章 次世代育成支援対策の 具体的な展開

現状と課題 取組の方向性 重点的取組① -	、て子育てができる新たな仕組みづくり 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実 小児・母子医療体制の充実	62
重点的取組④ 有重点的取組⑤	家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進 待機児童対策・保育サービスの拡充 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供 保育サービスの質の向上	74
現状と課題 取組の方向性 重点的取組⑦ 子	子供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり 供の生きる力をはぐくむ環境の整備 者の社会的自立の促進	90
現状と課題 取組の方向性 重点的取組⑨ 重点的取組⑩	児童虐待防止対策の推進 社会的養護を必要とする子供への取組 ひとり親家庭の自立支援の推進	104
現状と課題 取組の方向性 重点的取組⑫ -	子供を有害な情報・環境から守る取組の推進 安全・安心の子育て支援の基盤整備	122

次世代育成支援東京都行動計画(後期)施策体系 一覧

		thtポズダ	P心して子育てができる新たな仕組みづくり	重点的取組	
			家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実	里川、以以和	
目標 1	項月①	(1)		①子育て家庭を地域で支える仕組みと	
	項目①	<u> </u>		サービスの充実	
		2	世域における子育て支援サービスの充実		
		1 -	きる小児・母子医療体制の整備	_	
		1	小児医療体制の整備	_	
	項目②	2	周産期医療体制の整備	②小児・母子医療体制の充実	
		3	安心できる医療のための環境整備	_	
			病院・医師等の環境整備	_	
		(3)-2	相談支援体制の充実	4 TD 40	
	仕事と家庭生活との両立の実現			重点的取組	
		1 -	舌との調和が取れた職場づくりの推進	│ │ ③家庭生活との調和が取れた職場づくり	
	項目①	1	両立支援の取組に対する支援	_ の推進	
目標2		(2)	普及啓発の推進		
			保育サービスの充実 「************************************	│ ④待機児童対策・保育サービスの拡充 ├	
	項目②	1	待機児童対策・保育サービスの拡充	⑤多様化するニーズに応じた保育サービ	
	7 0	2	ニーズに応じた様々な保育サービスの提供	スの提供 	
		3	保育サービスの質の向上	⑥保育サービスの質の向上	
	7 11 0		イ供達がたくましく成長し、自立する基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点的取組	
目標3			主きる力をはぐくむ環境の整備 	⑦子供の生きる力をはぐくむ環境の整備	
			旦う人づくりの推進	◎若者の社会的自立の促進	
	特別な		要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり	重点的取組	
		1 -	寺防止対策の推進 「 ・・・・ - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	項目①	1	家庭支援機能等の強化	⑨児童虐待防止対策の推進 	
		2	世域の見守り体制の強化		
	項目②	1 -	§護を必要とする子供への取組 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	-	
		1	家庭的養護の推進	 - ⑩社会的養護を必要とする子供への取組	
		2	施設機能の強化	_	
		3	被措置児童の権利擁護		
目標4	項目③	1 -	現家庭の自立支援	-	
		1	ひとり親家庭の就業・自立支援	-	
		2	相談体制の整備	⑪ひとり親家庭の自立支援の推進	
		3	子育て支援・生活の場の整備	_	
		4	経済的支援		
	項目④	T -	他策の充実 		
		1	福祉・保健・医療の連携による支援		
		2	特別支援教育の展開		
		(3)	私立学校への支援		
	子供	やの安全の	と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり	重点的取組	
	項目①	子供を狙	B罪等の被害から守るための活動の推進 	_	
		1	犯罪等の被害防止	⑫子供を有害な情報・環境から守る取得	
目標5		2	子供を取り巻く環境対策	の推進 	
	項目②				
	項目3		主宅と居住環境の確保		
	項目④	1 -	て外出できる環境の整備	 - ⑬安全・安心の子育て支援の基盤整備	
		1	子育てを楽しむ環境整備		
		2	子育てを楽しむ気運醸成		

目標1 地域で安心して子育てができる 新たな仕組みづくり

現状と課題

【1 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

- 地域における相談窓口や親同士の交流の場として、子供家庭支援センターや子 育てひろばの整備が進められており、前期計画の目標値をほぼ達成していますが、 引き続き、利用者のニーズを捉えながら整備と機能拡充を進める必要があります。
- また、支援が必要な家庭に対する地域機関の連携(福祉・保健・医療)や、区 市町村の要保護児童対策の要である要保護児童対策地域協議会の機動性や活動実 績に、地域差が生じています。
- 緊急時や親の休養のために、子供の一時預かり等の子育て支援サービスを利用 したいというニーズも増加しています。
- 区市町村においては、住民の多様なニーズに応える子育て支援サービスの整備 に努めていますが、一方でサービスの存在やその利用手続等が十分に認知されず、 活発な利用に結びついていないという側面や、地域社会の希薄化により、サービ スを知りつつ参加できない子育て家庭の存在などの課題があります。
- 地域での子育て支援は、携わる職員の相談対応スキルがサービスの質を高める。 重要な要素であり、その向上が課題です。また、要支援家庭への支援においては、 子供家庭支援センターや子育てひろばのような子育て支援の拠点での対応だけで はなく、福祉・保健・医療等各機関における職員の資質向上及び各々の機関との 一層の連携が求められています。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 安全・安心な小児医療・周産期医療への期待は大きく、「小児医療・周産期医療 の体制整備上について、前期計画に引き続き重要課題として取り組むことが求め られています。
- 深刻な医師不足等を踏まえ、安心できる小児医療・周産期医療の提供のため、 小児科・産科医師の人材確保対策、専門的知識の向上・支援等に積極的に取り組 んでいく必要があります。

○ 子育て支援サービスの拡充とともに、利用方法や内容について様々な場面での 情報提供及び発信が必要です。特に子供の病気やけがへの対処の仕方や身近な医 療機関に関する情報発信は、子育てに関する親の不安の軽減のためにも、インター ネット等を活用し、更に促進する必要があります

取組の方向性

【1 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

- 子育てひろばや子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等、 地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身 近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を 支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会の活性化を積極的に進めて いきます。
- 病児・病後児保育、一時預かり等の各種子育て支援サービスについて、都民の 多様なニーズを踏まえ必要なサービスの質・量を検討の上、拡充を図っていきます。
- 在宅で子育てを行う家庭に対する区市町村の普及啓発活動等を支援し、都としても様々な場面、媒体を用いた情報発信を行っていきます。
- 子育てに関する相談を受ける職員が定期的にスキルアップを図れるよう、「区市町村相談対応力強化事業」を実施するほか、区市町村が実施する各種研修等に対する支援を行います。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 24時間体制で重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を速やかに行うこども救命センターの創設など、小児の特性を踏まえ、リスクに応じた適切な医療を受けられる体制を整備します。
- ハイリスクの妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、NICU(新生児集中治療管理室)の増床に努めます。また、母体救命対応が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を拡充します。

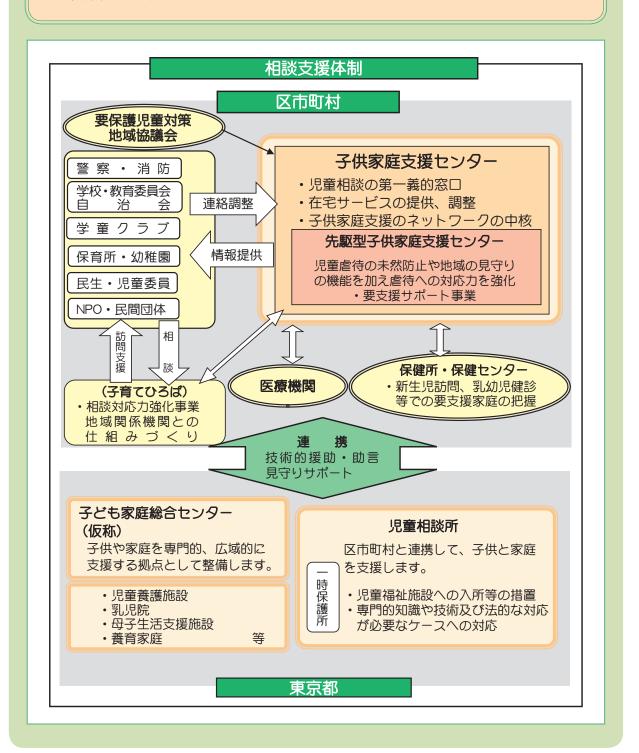
- 小児・母子医療体制の整備に不可欠な小児科医師・産婦人科医師の確保のため、 勤務環境の改善や子育てとの両立支援を促進するとともに、小児医療・周産期医 療等に将来従事しようとする都内大学医学部生に対し、奨学金を貸与します。
- 出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、小児医療 機関や電話相談について継続して幅広い情報発信に努めるとともに、都立病院に おいて、小児患者の子育て家族に配慮した環境づくりを行います。





重点的取組① 子育で家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

子育てひろばや子供家庭支援センター、保健所・保健センター、児童相談所等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援します。



重点的取組② 小児・母子医療体制の充実

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を強化し ます。

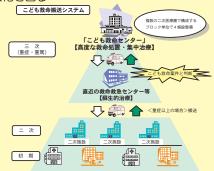
小児救急医療体制の強化

○ こども救命センターの創設

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外 科・内科を問わず小児特有の症状に対応した 高度な救命治療を行う「こども救命センター」 を設置
- 医療連携の拠点として、円滑な転院搬送の ための施設間調整を行うとともに、地域の医 療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児医療ネットワークの構築

小児救急医療対策協議会を立ち上げ、医療 資源を有効に活用した小児医療提供体制のあ り方を検討するとともに、遠隔画像診断や空 床情報の共有化などを行うモデル事業を実施 し、初期救急から三次救急までの連携体制の 強化を図る



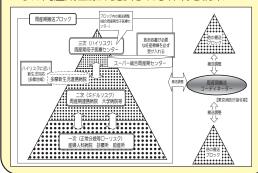
周産期医療体制の強化

○ N I C U を 320 床 に 増床

ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児 等に対する医療を提供する周産期母子医療セ ンターを整備するとともに、増加傾向にある 低出生体重児の医療に対応するため、平成26 年度末を目標にNICUを320床に増床

○ スーパー総合周産期センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必 ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」 を、区部3分所に加え、新たに多摩地域に設置
- 周産期医療ネットワークグループの 構築
- 一次から三次までの医療機関の機能分担と 相互の連携により、身近な地域でリスクに応 じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

小児救急医療を担う人材の確保・育成 0

- 大学の医学部と連携し、小児科医療資源の少ない圏域にある医療機関に対して、 医師を派遣
- 都内の小児救急を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医 療に関する専門的な研修を実施

○ 医師の勤務環境改善や復職支援

〇 医師奨学金制度の充実

小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思 のある学生を対象に奨学金を貸与

目標1「地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり」 の事業一覧

(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

①子育でに関する相談支援体制の充実

1 子供家庭支援センター事業 <包括補助> 【実施主体:区市町村】 福祉保健局

地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを全区市町村に設置します。

【実施主体:区市町村】

福祉保健局

地域における児童虐待防止の取組を一層推進するため、従来型の子供家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子供家庭支援センターへの転換を促進します。

3 区市町村相談対応力強化事業 <包括補助> 【実施主体:区市町村】 福祉保健局

地域子育て支援拠点(センター型/子育てひろばB型)のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化を支援します。また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家によるスーパーバイズの実施を支援し、取組を促進します。

4 子ども家庭総合センター(仮称)の整備

福祉保健局

総合的な子育て支援体制の確立に向け、福祉・保健・教育などが連携し、子供と家庭を総合的・専門的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター(仮称)を設置します。

■21年度

建築関係法令に基づく申請・届出、工事発注・契約手続き等

■事業目標(24年度) 開設

5 親の子育て力向上支援事業 <包括補助> 【実施主体:区市町村】 福祉保健局

子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。

6 4152 (よいこに) 電話

福祉保健局

土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。

7 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)

福祉保健局

妊娠中の生活や育児など母子の健康相談や子供の急病等に関する電話相談を、保健師、助 産師、必要に応じて小児科医師が実施し、親の不安の軽減を図ります。

8 生涯を通じた女性の健康支援事業

福祉保健局

思春期から更年期にいたる女性を対象に、健康や不妊に関する電話相談(東京都女性のための健康ホットライン、不妊ホットライン)を実施し、女性特有の健康不安の軽減を図ります。

9 要支援家庭の早期発見に向けた取組

【実施主体:区市町村】 福祉保健局

母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を 図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、 適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。 10 母子保健研修 福祉保健局

区市町村、保健所職員等を対象として専門研修を実施し、地域における母子保健水準の維 持・向上を図ります。

11 アレルギー疾患対策

福祉保健局

「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」な どを活用した、子供のアレルギー疾患に関する研修などを実施し、人材育成と普及啓発を推 進します。

食を通じた子供の健全育成 12

教育庁 福祉保健局

子供達が食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、次の取組 を推進します。

- 「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を配置し、地場産物を活用した食育の 実践研究を行い、研究成果を全区市町村に広め、食育の推進を図ります(教育庁)。
- 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」 の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します(福祉 保健局)。

13 医療保健政策区市町村包括補助事業

【実施主体:区市町村】 福祉保健局

身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主 体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進します。

②地域における子育て支援サービスの充実

14 子育て短期支援事業(ショートステイ) 【実施主体:区市町村】

福祉保健局

子育て家庭が、ショートステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、 整備に取り組む区市町村を支援します。(トワイライトステイは延長・夜間保育に統合)

■21年度 41区市町村 ■事業目標(26年度) 62区市町村

15 一時預かり事業

【実施主体:区市町村】 福祉保健局

地域の保育需要に対応するため、保育所等で児童を一時的に預かるなどにより、安心して 子育てができる環境を整備する。

■20年度 30万人 ■事業目標(26年度) 40万人

乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業【実施主体:区市町村】 16 • 養育支援訪問事業

福祉保健局

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、保護者の 養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施する区市町 村の取組を支援します。

48区市町村(乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業) ■21年度

47区市町村(養育支援訪問事業)

■事業目標(26年度) 62区市町村

ファミリー・サポート・センター事業 17 <包括補助>

【実施主体:区市町村】

福祉保健局

仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育 児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援 します。

■21年度 提供会員数 11,574人 ■事業目標(26年度) 提供会員数 13,500人

18 子育て支援のための拠点施設整備事業

【実施主体:区市町村】

福祉保健局

地域における子育て支援の中心となる「子育て支援のための拠点施設」の整備に取り組む 区市町村を支援します。

また、子育て家庭に対する一時預かりを実施する施設整備への補助を拡充し、在宅で子育 てをする家庭への支援を推進します。

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

①小児医療体制の整備

小児救急医療体制の充実(初期・二次救急) 19

【「小児初期救急平日夜間診療 事業 | の実施主体:区市町村】

福祉保健局

子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期 救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行います。

入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・ 全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可 能な体制を確保します。

20 地域における小児医療研修

福祉保健局

地域の診療所の医師を対象とした「小児救急臨床研修」や症例報告・疾病別の発生動向等 の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化します。

21 |休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助(小児)

福祉保健局

小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整 備費の補助を行います。

休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)

福祉保健局

休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、 救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療 につなげる体制を整備します。

23 休日・全夜間診療事業(小児・重症対応)

福祉保健局

夜間・休日に複数の小児科医師を配置し、重症の小児救急患者を積極的に受け入れて治療 にあたる小児二次救急医療機関を確保します。

24 休日 • 全夜間診療事業(小児)参画等支援

福祉保健局

休日・全夜間診療事業参画医療機関及び参画予定医療機関に対し、医師確保経費を補助す ることにより小児医療体制の強化を図ります。

25 小児救急医師確保緊急事業

福祉保健局

地域における小児医療体制の強化が必要な保健医療圏の中核的病院等での病院勤務を通じて小児医療の調査研究を行う意向を有する大学に「小児医療調査研究講座(仮称)」を設置します。

26 救急専門医等養成事業(小児)

福祉保健局

小児救急患者に対し、より的確で迅速な救命処理を行うことができる人材を育成するため、 小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専 門的な研修(PALS研修)を行います。

27 こども救命センターの創設

福祉保健局

重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施します。

こども救命センターでは、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を 行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施します。

■事業目標(22年度) 4か所

28 小児救急医療対策協議会

福祉保健局

小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置します。 協議会では、小児医療体制の強化に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について、検討・協議を行います。

29 小児医療ネットワークモデル事業

福祉保健局

医療施設間のネットワーク構築を円滑なものとし、効率的な医療連携体制を確立するため、 一次から二次、二次から三次までの連携について、多摩地域を対象として、ネットワーク構 築のための連携モデル事業を実施します。

②周産期医療体制の整備

30 周産期医療システムの整備

福祉保健局

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図ります。

■21年度末

NICU(新生児集中治療室)222床

■事業目標

NICU(新生児集中治療室)320床

31 周産期医療施設等整備費補助

福祉保健局

都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体・胎児から新生児に至る一貫した 医療を提供します。

32 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置

福祉保健局

救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備します。

■21年度末

3か所

■事業目標(22年度末) 4か所

33 周産期搬送コーディネーターの配置

福祉保健局

総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児への迅速な医療の確保を図ります。

34 周産期医療ネットワークグループの構築

福祉保健局

周産期ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築します。

35 周産期連携病院の確保

福祉保健局

ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を拡充することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図ります。

36 多摩新生児連携病院の創設

福祉保健局

区部に比べて周産期センターが少ない多摩地域において、比較的リスクの高い新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。

37 NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援

福祉保健局

在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、都全域への取組の拡大に向けて、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について検討を行います。

③安心できる医療のための環境整備

③-1 病院・医師等の環境整備

38 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)

福祉保健局

将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、 奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図ります。

再掲 地域における小児医療研修

福祉保健局

*NO. 20参照

再揭 救急専門医等養成事業(小児)

福祉保健局

*NO. 26参照

再揭 小児救急医師確保緊急事業

福祉保健局

*NO. 25参照

39 産科医等確保支援事業

福祉保健局

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて 急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。

40 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業

福祉保健局

NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図ります。

41 医師勤務環境改善事業

福祉保健局

産科・新生児科、小児科、救急部門において地域医療を担う病院の実情に応じた、医師の 勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就業を支援する取組などに係る経費の一 部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図ります。

42 院内保育室の充実

病院経営本部

保育定員の増員や保育年齢の拡大、院内保育室の24時間化を推進していきます。

③-2 相談支援体制の充実

43 TOKYO子育て情報サービス

福祉保健局

妊娠・子育てベビーガイド122 項目、子供の事故防止・応急手当ガイド100項目について、電話(音声自動応答システム)またはファクシミリ (FAX自動応答システム)で情報提供を実施し、親の疑問や不安の解消を図ります。

44 東京都こども医療ガイド

福祉保健局

子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで、動くキャラクターと音声による会話形式の親しみやすい形で情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。

45 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

福祉保健局

休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、問い合わせの時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットで医療機関のきめ細かな情報を提供するサービスを24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していきます。

再掲 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)

福祉保健局

*NO. 7参照

46 子育て家庭のための情報交流コーナーの設置

病院経営本部

小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の「交流の場」として、子育てに関する 情報交換・相談ができる情報交流コーナーを設置し、子ども家族支援部門の医療スタッフと も交流を深めることで、家族の子育て力を高めていきます。

47 来院小児者患者付き添い家族(児童)の一時預かり

病院経営本部

小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へお見舞いができるようにします。

48 不妊治療費助成事業

福祉保健局

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

49

各種医療費助成制度

(NO. 167ひとり親家庭等医療費助成含む)

【「乳幼児及び義務教育 就学児医療費助成」の 実施主体: 市町村(区 部は財政調整算入事業)】

福祉保健局

「妊娠高血圧症候群等医療費助成」「未熟児養育医療等医療給付」「小児慢性疾患の医療費助成」を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図ります。

コラム ⑤

行政と子ども・子育てNPOのための協働フォーラム (子育て応援とうきょう会議)

~とうきょうの子ども・子育てスタンダードを作ろう!~

- 子育て応援とうきょう会議(コラム⑦参照)では、都内の子供や子育て家庭への支援活動を行っているNPO等とのネットワークを形成するための事業を平成21年度より展開しています。
- この事業では地域のNPOの代表や行政職員で構成する委員会を設置し、団体への呼びかけのほか、ネットワークのあり方について検討しています。
- その事業の成果の一つとして、平成22年1月 15日、東京ウィメンズプラザにおいて、行政と NPOとの協働フォーラムを開催し、多くの区市 町村職員やNPO等子育て支援をしている団体の 方々が参加しました。
- 当日は基調講演のほか、3つの分科会に分かれワークショップを行い、行政職員とNPOの方々が協働の可能性について話し合いました。
- 今後もこうした取組をさらに拡げていきます。



▲大阪人間科学大学、大阪薫英女 子短期大学の原田正文先生によ る基調講演

コラム

民生児童委員の取組

〜多様化する地域の課題にきめ細かく対応し暮らしを支える〜

○ 民生委員・児童委員(以下「民生児童委員」 という。)は、地域住民の一員として生活しな がら、その地域の日々の暮らしの中での心配 ごとや困ったことの相談(子供、高齢者、障 害者に関することなど)を受け、解決する手 伝いをしています。民生児童委員の相談・支 援件数のうち、子供に関することは2割程度 で、妊産婦、ひとり親家庭はもちろん、子育て、 虐待、いじめ、不登校、非行など子供に関す るあらゆる心配ごとの相談に乗っています。



▲ 狛江市主催の育児学級を支援「学 級中はお子さんをお預かりします」

○ 民生児童委員は、都内で約1万人が活動し ており、行政、学校、地域のボランティア団体等の関係機関とも協力しながら、 きめ細かな支援、見守りを続けています。民生児童委員の中には、主に児童 に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。

【民生児童委員の活動事例】

新学期が始まって間もなく、不登校気味の中学3年生のA君について相談したいと中学校から連絡が入り、詳しい話を聞きに学校を訪問。職を失った父親と進路決定を控えたA君の関係もあまり良い状態にはありませんでした。しかし、住まいの状況を確認するとともに、父親の話を聞き、子供家庭支援センターや保健所と協力して1年間父親をサポートし、A君はどうにか通学を続け、高校にも合格しました。無事社会人になるまでにはまだ険しい道が続きそうですが、今後も見守りを続けていきます。

目標2 仕事と家庭生活との両立の実現

現状と課題

【1 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進】

- (1) 両立支援の取組に対する支援
- 育児休業の取得促進だけでなく、休業中の職場に関する情報提供や、復職時に 子育てと仕事の両立を図ることが可能な働き方を選択できる職場環境の整備等が 求められていますが、取組状況は企業ごとに差が生じています。

(2) 普及啓発の推進

- 夫婦の家事・育児分担において、男性の分担度合いが低く、女性に大きく偏っ ているのが現状です。子育では男女ともに取り組むべき課題であるということを、 これから親になる世代も含め幅広い対象に広く啓発するとともに、雇用者である 企業の理解を求めていく必要があります。
- 育児休業の認知度が高まり、女性の取得率が高くなってきている一方、男性の 取得率は伸び悩んでいます。また、看護休暇は法的に認められた制度であっても 男女ともに利用率が低く、まだ普及したと言える状態になく、企業側の取得促進 の働きかけにも差が生じています。
- これまで企業活動と地域社会との接点はあまり意識されてきませんでしたが、 日々の生活において従業員の生活は地域社会に支えられ、企業が所在する地域の 一員として期待される役割も大きくなっています。ワーク・ライフ・バランスの 推進には、企業に対して意識改革を促し、働き方の見直しに関する普及啓発とと もに、地域社会への関心を持ってもらうことが重要です。

【2 都市型保育サービスの充実】

- (1) 待機児童対策・保育サービスの拡充
- 待機児童の解消に向けて、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉 員など、多様な保育サービスを組み合わせ、前期計画の目標値以上に保育サービ スの整備を進めてきました。
- しかし、他道府県からの転入人口の増加等による就学前児童人口の増加や、経 済情勢の悪化に伴う女性の就業希望の増加により保育ニーズが急増し、平成20年 から2年連続して待機児童が増加しました。

○ 東京の高い地価や保育人材不足等が、保育サービスの拡充における課題となっています。

(2) ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

- ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や近隣関係の希薄化などにより、 家庭や地域の子育て力が低下し、保育サービスは保育を必要とするすべての子育 て家庭に必要な普遍的サービスとなっています。
- 保育サービス及び子育て支援へのニーズは多岐にわたっているものの、在宅で 子育てを行う家庭に対する支援が不足していることに加え、認可保育所制度は、「保 育に欠ける」要件などの従来の枠組みを維持したままであるなど、画一的な制度 となっています。早朝や夜間、休日などにおける保育対応時間の拡大や、一時的・ 緊急的な保育、定期的・継続的な保育など、多様なサービスが求められています。
- 地域における保育サービスの供給体制は、保育の実施主体である区市町村が、 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、地域の様々な保育資源を活用して確保していくべきものであり、地域の実情に応じた効果的な保育サービスの整備が重要となります。
- 学童クラブの開所時間・開所日数や、児童数の適正規模の考え方などについて ニーズ等を踏まえて検討し、サービスの質の向上を図る必要があります。

(3) 保育サービスの質の向上

- 待機児童の解消に向けて保育サービスを拡充するに当たっては、保育施設の設置数の増加や多様な事業主体の参入を促すとともに、質の確保された保育サービスを提供することが必要です。
- 保育サービスの急速な拡大などにより、サービスの担い手となる保育士の人材 不足が生じています。

取組の方向性

【1 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進】

- (1) 両立支援の取組に対する支援
- 中小企業両立支援推進助成金や子育て・介護支援融資、女性の再就職支援等に より、両立支援に取り組む企業及びその従業員を支援します。

(2) 普及啓発の推進

- 企業、NPO団体、既婚・未婚や子の有無を問わず、多様な対象に向けた、ワー ク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組みます。また、男女を問わない 育児休業取得の促進等、両立支援に資する取組を促進します。特に、企業経営者 に対しては、普及啓発セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組について、東京都独自の 基準に基づく評価を実施し、優れた取組を行っている企業の事例を公表すること で、気運の醸成を図り、企業の雇用環境整備を促進します。
- 区市町村が独自に行うワーク・ライフ・バランス推進企業への支援や企業経営 者等への普及啓発を、都の立場から後押しします。また、企業が社会貢献として 行う地域の子育て支援活動に関する、情報提供をしていきます。

【2 都市型保育サービスの充実】

- (1) 待機児童対策・保育サービスの拡充
- 後期計画では、各種保育サービスについて、潜在的なニーズを踏まえた目標事 業量を設定し、待機児童の解消に向けて引き続き保育サービスの拡充を図ってい きます。
- また、施設整備だけでなく、既存施設の定員拡充や定員の弾力化、区市町村が 既に実施している保育サービスへの支援などによる拡充も図っていきます。

(2) ニーズに応じた様々な保育サービスの提供

 都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者等に も利用しやすい保育サービスを新たに展開するほか、保育所の開所時間の延長や 緊急時・育児疲れ等に対応する保育サービスの拡充を進め、保育を必要とする人 が必要に応じてサービスを利用することができるように、区市町村の取組を支援 していきます。

- 区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により様々な施策を展開できるよう、 子供家庭支援区市町村包括補助事業等により支援していきます。
- 民間運営の学童クラブへの支援を都独自の補助制度により実施し、開所時間の延長や有資格の指導員の配置など、サービス向上に積極的な事業者の参入を促し、サービスの質の向上を図っていきます。

(3) 保育サービスの質の向上

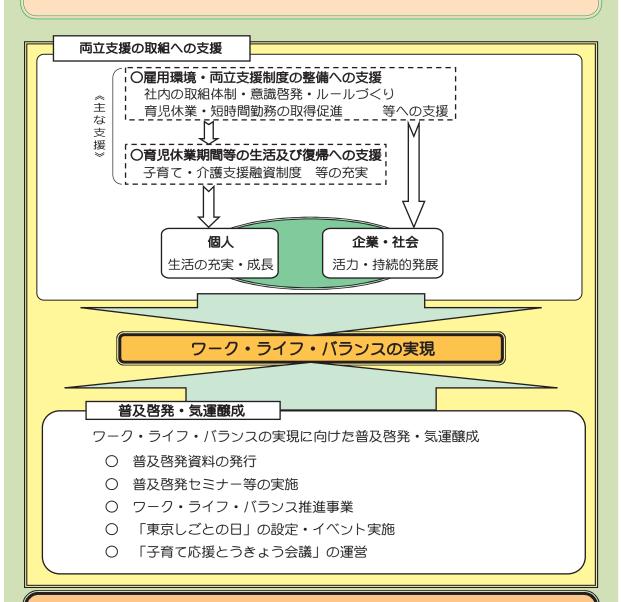
- 現行の認可保育所制度が、多様な事業者の参入を促し、サービスの競い合いによる利用者本位の制度となるよう、保育所制度の抜本的改革を進める必要があります。
- 保育サービスの量的拡大だけでなく、運営指導・指導監督等により質の確保を 図っていきます。
- 保育士有資格者の再就業支援を行う保育人材確保事業を実施し、サービスの担い手となる人材の確保を支援します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、家庭福祉員研修や認証保育所の施設長研修、認可外保育施設の保育従事者研修などに取り組みます。





重点的取組③ 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

出産・子育てか就労継続かの二者択一を迫られることなく、各々の意思で子 育てや就業を継続できる社会、男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家 庭生活全般に充分なゆとりの持てる社会実現のため、ワーク・ライフ・バラン ス実現に向け、企業等への支援を進めていきます。



~ワーク・ライフ・バランスの理念~

- ◇ ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕 事以外の生活」との調和が取れ、その両方が充実している状態を指します。
- ◇ その実現には性別や年齢に関わらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働
- き方が選択できるようにすることが必要です。 「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者択一ではなく、調和を図ることにより、 その両方を充実させようとするものです。

重点的取組4 待機児童対策・保育サービスの拡充 重点的取組⑥ 保育サービスの質の向上

潜在的なニーズを踏まえた目標事業量を設定し、待機児童の解消に向けて、 保育サービスの量的拡大を図るとともに、質の確保にも努めていきます。

保育サービスの量的拡充

- 認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員など、多様なサービスを 組み合わせ、待機児童解消に向けた取組をさらに加速
- 〇 保育の実施主体である区市町村や事業者への支援を強化
- 都型学童クラブの創設により、開所時間の延長などサービスを拡充

保育サービス利用児童数 185,475人(21年4月)



※5年間で35,000人増 228.500人(27年4月)

学童クラブ登録児童数 84,032人(21年5月)



※5年間で20,000人増 104.000人(26年5月)

保育サービスの質の向上

- 事業者に対する指導検査・監督
- 〇 認証保育所施設長、家庭福祉員、 認可外保育施設職員に対する研修
- 〇 保育士有資格者の再就業支援に よる人材確保

地域における子育て支援

- 〇 保育所や子育てひろば等を地域 の子育て支援拠点とし、地域の子育 て力向上への取組を支援
- 一時預かり等を行う子育てひろ ばの設置を促進

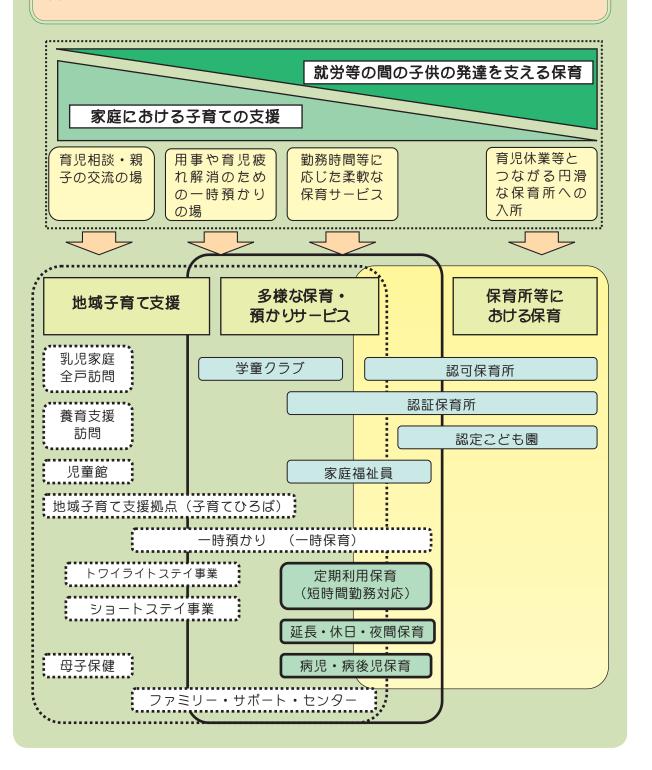
次世代育成支援のための新たな制度構築に向けて

- 国は包括的な次世代育成支援のための新たな制度体系を検討中 (「保育に欠ける」という利用条件の見直し、直接契約制度の導入、指定制度の 導入により基準を満たす認可外保育施設にも運営費を補助など)
- 利用者本位のサービスを提供するため、「保育所制度の抜本的改革」の早期実 現を国に働きかける

すべての子育て家庭への支援を強化する

重点的取組 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供

都民の多様なライフスタイルや働き方を支えるため、パートタイム労働者向 けのサービスや緊急時・育児疲れ等に対応するサービスの拡充を進め、保育を 必要とする人が必要に応じてサービスを利用できるように区市町村の取組を支 援します。



目標2 「仕事と家庭生活との両立の実現」の事業一覧

(1) 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進

①両立支援の取組に対する支援

50 事業所內保育施設支援事業

福祉保健局

事業所内保育施設の運営費等の補助により企業の次世代育成に関する取組を支援します。

51 病院内保育施設の支援

福祉保健局

病院内保育施設の設置を促進し、医療従事者の継続的就労を支援します。

52 東京次世代育成企業支援事業(登録制度)

産業労働局

次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施します。

53 中小企業両立支援推進助成金

産業労働局

とうきょう次世代育成サポート企業に登録した中小企業に対して両立支援策の導入等に係る経費を助成(両立支援責任者の設置、研修等の意識啓発、社内ルールづくり、育児休業取得者の代替要員等に係る経費等)します。

54 いきいき職場推進事業

産業労働局

仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者(学識経験者、労使団体等)からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定します。

また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。

55 働き方の改革「東京モデル」事業

産業労働局

グループ企業や取引先等の働き方も一体で改革する先駆的なプロジェクトを支援し、その 取組を「東京モデル」として発信していくことにより、企業におけるワークライフバランス を推進します。

再掲 ワーク・ライフ・バランス推進事業

生活文化 スポーツ局

*NO. 60参照

再掲 「東京しごとの日」の設定

産業労働局

*NO.65参照

56 子育て・介護支援融資

産業労働局

中小企業従業員の生活の安定に資するため、妊娠・出産から子が20歳に達するまでの就学期間に係る子育て費用(教育費・医療費・保育サービス費など)及び介護休業期間の生活資金を低利で融資します。

57 女性再就職支援事業

産業労働局

業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、 能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施 します。また、民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などに より就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。

58 育児離職者向け能力開発訓練

産業労働局

自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施します。

59 保育つき職業訓練

産業労働局

子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける 機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。

②普及啓発の推進

ワーク・ライフ・バランス推進事業

生活文化 スポーツ局

仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログ ラムを活用した企業の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

東京ウィメンズプラザ普及啓発事業

生活文化 スポーツ局

各種研修や民間団体との連携事業等を通じてワーク・ライフ・バランス推進の積極的な取 組を促していきます。

事業者団体との連絡会 62

生活文化 スポーツ局

事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行 ないます。

63 男女平等参画を進める会

生活文化 スポーツ局

男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、 31団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体 の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図ります。

子育て応援とうきょう会議の運営

福祉保健局

行政だけでなく、多様な団体等の参画により、社会全体で子育てを支える気運を醸成し、「子 育て環境日本一」を実現するため、以下のような事業を展開します。

- 子連れでの外出に役立つ情報の提供、父親を対象としたメール相談等、子育てに関する 幅広い情報を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営
- 「ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン」等、民間事業者等と協働して子育てを 支援する気運の醸成に向けたキャンペーン等を実施
- 次世代育成支援に資するNPO団体の活動や企業の社会貢献活動に関する情報の積極的な 発信、普及啓発

65 「東京しごとの日」の設定

産業労働局

子供たちが職場訪問や仕事見学等を実施する「東京しごとの日」を新たに設定し、社会全 体でワークライフバランスを推進する機運を醸成します。

産業労働局

66 普及啓発セミナーの実施

企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等 法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図ります。

また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭 の両立支援策についてのセミナーを実施します。

67 普及啓発資料の発行

産業労働局

労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム 労働等に関する普及啓発資料を発行します。

68 男女雇用平等参画状況調査

産業労働局

雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況 等の調査を実施します。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行います。

(2) 都市型保育サービスの充実

①待機児童対策・保育サービスの拡充

通常保育事業 69

(認可保育所・認証保育所・認定こども園・ 【実施主体:区市町村】 家庭福祉員など)

福祉保健局

待機児童の解消はもちろんのこと、都民の多様な保育ニーズに応えるため、区市町村が認 可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員などのサービスを組み合わせて行う保育 サービス供給体制の整備を支援していきます。

- 認可保育所……児童福祉法に定める保育に欠ける就学前児童のための保育施設
- 認証保育所……東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の 基準により設置・運営する保育施設
- 認定こども園……就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育 と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設
- 家庭福祉員……保育士などの資格を持つ保育経験者で、区市町村長が認定する者が、 自宅等で提供する少人数の乳幼児(0~2歳児)保育
 - ■20年度[21年4月]

保育サービスの利用児童数 185,475人

■事業目標(26年度[27年4月]) 保育サービスの利用児童数 228,500人

<保育サービスの拡充> 70 認可保育所の設置促進

福祉保健局

- マンション等併設型保育所設置促進事業………賃借物件の内装工事費等を補助するこ とで、小規模施設や分園の設置を促進 します。
- 都有地を活用した認可保育所の設置促進………都有地を減額貸付することにより、認 可保育所の設置促進や老朽化した施設 の建て替えを支援します。
- 定期借地権利用による認可保育所整備促進事業…定期借地権設定時に必要な一時金の 1/2を補助することで、認可保育所の 設置を促進します。
- 認可保育所サービス向上支援事業…… ・入所定員の増、年齢別定員の見直し、 零歳児保育の実施等、サービスの向上 に必要な施設改修経費を補助し、保育 所待機児童の解消を図ります。